

政策企画課

1 長崎県総合計画 チャレンジ 2020(平成 28 年度～令和 2 年度)

【策定の趣旨】

我が国が本格的な人口減少社会を迎える中、地域間の競争は激しさを増しています。長崎県が将来にわたって持続的に発展していくためには、県民の総力を結集して、活力のある、たくましい県を創り上げていくことが必要です。

県民が将来に向けて夢や希望を持って暮らすことができるよう、平成28年度からの 5 年間は「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」に県民の皆さんとともに取り組んでいます。

【基本理念】

人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり

【計画の特徴と役割】

- ・ 10年後のより具体的な5つの将来像を新たに設定し、その実現に向けて、10の基本戦略を掲げ、それを構成する43の施策と6の政策横断プロジェクトを盛り込みました。
- ・ 県と県民が思いを共有し、一体となって実現していくために、5つの将来像ごとに県民一人ひとりが計画の成果や効果を具体的にイメージできる「計画の重要指標」を新たに設定しました。
- ・ 県内各地域の特色ある地域資源や特性を活かした個性的な地域づくりを進め、地域活性化を図るため、地域の特徴的な取組の方向性を示す地域別計画を新たに策定しました。
- ・ 新たなプロジェクトとして、「世界文化遺産プロジェクト」、「新幹線プロジェクト」、「魅力ある『ひと』『しごと』づくりによる定住促進プロジェクト」を展開することとしました。
- ・ 策定にあたって、県内外の有識者で構成する総合計画懇話会のほか、県民アンケートなどに加えて、大学生との座談会などにより若者の意見も取り入れました。

【計画の期間】

10年後の本県の将来像を見据え、5年間の政策の方向性を戦略的に示すものとし、計画期間は平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間とします。

なお、平成31年度からは、令和3年度からの新たな総合計画の策定を進めています。

【目指す5つの将来像と10の基本戦略】

将来像	基本戦略
交流でにぎわう長崎県	交流を生み出し活力を取り込む 交流を支える地域を創出する
地域のみんが支えあう長崎県	互いに支えあい見守る社会をつくる 生きがいを持って活躍できる社会をつくる
時代を担う『人財』豊かな長崎県	時代を担う子どもを育む 産業を支える人材を育て、活かす
力強い産業を創造する長崎県	たくましい経済と良質な雇用を創出する 元気で豊かな農林水産業を育てる
安心快適な暮らし広がる長崎県	快適で安全・安心な暮らしをつくる にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する

2 長崎県長期人口ビジョン及び第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略

【策定の趣旨】

本県の人口は、これまで1960年の176万人をピークに、国より約半世紀早く人口減少が進み、2018年には134万人にまで減少しています。また、このままの状況が続けば、2060年には、約79万人にまで減少（高齢化率は約40%まで上昇）するという推計もあります。

本県においては、特に、進学や就職に伴い若年者の県外転出が著しいことや未婚化・晩婚化等を背景に出生率が減少していることを主な要因に人口減少・高齢化が進行していますが、人口の総数やその構成は、社会システムの根幹を成すもので、人口減少や高齢化の進行により、地域社会・県民生活への様々な影響が懸念されます。

こうした中、県では、平成27年10月に策定した「人口ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、人口減少がもたらす悪影響などの危機意識を県民の方々と共有しながら、県下一体となった人口減少対策の取組を推進してきましたが、これまでの成果や足らざる取組の検証を行い、令和2年3月に新たに「第2期総合戦略」を策定しました。今後も引き続き、取組みを推進していきます。

【計画の概略】

<長崎県長期人口ビジョン>

- ・人口の現状・将来の姿を提示し、危機意識を共有するとともに、目指すべき将来の方向を提示（社会減対策）進学や就職に伴う若年者を中心とした県外転出を抑制するという方向性の下、近年、年約1万人ある県外転出超過を2040年に均衡（±0）させる
- （自然減対策）結婚・出産・子育て等に対する希望を実現する環境整備等により、現在の合計特殊出生率1.66を、2030年に県民の希望する2.08まで上昇させる
- （人口の目標）上記対策に係る目標を達成することで、2060年に100万人の人口を確保

<第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略>

- ・「長崎県長期人口ビジョン」に掲げる将来目指すべき人口水準等を踏まえ、令和2年度から令和7年度の6ヵ年の政策目標や施策の方向性、具体的な施策をまとめたもの

第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少対策の基本目標や施策の方向性

「ひと」・「しごと」・「まち」の観点から基本目標や施策の方向性を規定しています。

- ・地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く
 - （基本目標）・転出超過数を33%割程度改善する
 - ・合計特殊出生率を1.93まで引き上げる
 - （施策）若者の県内定着、人材育成、移住対策の推進、関係人口の創出・拡大、子育て支援、婚活支援、ふるさと教育などの3つの方向性
 - ・力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す
 - （基本目標）・誘致企業及び県支援を受けた企業の雇用計画数を3,600人に引き上げる（累計）
 - ・観光消費額（総額）を4,137億円に引き上げる
 - （施策）新産業創出・育成、企業誘致、観光まちづくりの推進など3つの方向性
 - ・夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
 - （基本目標）・持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数を250に引き上げる
 - ・地域の特色を活かし、連携した地域づくりプロジェクトを推進する
 - （施策）集落・地域コミュニティ、しまや半島などの地域活性化などの2つの方向性
- 基本目標や施策の方向性等については、便宜上、一部表現を変更しております

3 県内大学等との連携

< 地域と大学等の連携推進会議 >

【目的】

大学等の研究成果や人材等を、地域における様々な課題解決や幅広い地域振興に、積極的に活用するため、互いの連携についての情報交換・意見交換を行います。

【組織等】

「地域と大学等の連携推進会議」は、県、市町及び県内11の大学・短期大学・高専で構成します。

(1)行政：長崎県、県内各市町及び長崎県市町村行政振興協議会

(2)大学等：

県内8大学：長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎国際大学、長崎外国語大学、長崎ウエスレヤン大学

県内2短期大学：長崎女子短期大学、長崎短期大学

県内高専：佐世保工業高等専門学校

会議のメンバー（委員）は固定せず、行政側と大学等との組織としての連携とします。

《長崎大学と県との包括連携協定》

長崎大学と県は、相互の包括的な連携を強化し、長崎県内における地域の一層の活性化に資するため、平成21年12月24日に包括連携に関する協定を締結しました。

具体的な連携事業の構築に向けて、定期的に意見交換を行っています。

《九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定》

平成29年10月26日に長崎、佐賀の両県の全大学等における「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」に参画する旨の協定を締結しました。

本プラットフォームでは、活気と魅力ある地域社会の創出に向けて、産学官の役割を明確にしながら、各分野における連携事業等に取り組んでいくこととしています。

< 明治大学と県との包括連携協定 >

【目的】

長崎県が有する歴史・文化・自然等の地域資源並びに明治大学が有する知的財産を有機的に活用し、人材交流及び学術・文化・産業等の振興を促進することで、相互の発展を図るため、令和元年10月27日、包括連携協定を締結しました。

令和3年度の連携事業の構築に向けて、協議を行っています。

【連携事項】

地域の文化、産業等の振興に関すること

学術研究に関すること

人材交流に関すること

生涯学習に関すること

現地での調査、研究、活動受入に関すること など

4 各種連携の取組

< 地方創生に係る佐賀県との連携 >

【目的】

歴史的にも地理的にもつながりが深い佐賀・長崎両県が今後の九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道の開通を見据えつつ、人口減少社会への対応や地方創生という喫緊の課題に対して、両県が連携・協力して取り組むことにより、効果的な施策の展開と両県地域の一体的な発展・振興を図るため、平成27年8月17日に「地方創生に係る佐賀県と長崎県との連携協定」を締結しました。

【連携事項】

両県の県境周辺地域の振興に関する事
国内外からの観光誘客に関する事
都市部からの移住促進に関する事
医療連携体制強化に関する事
その他両県が必要と認める事項

【組織等】

両県連携事業の企画立案や進捗管理等を目的として、両県の企画部門の担当部長及び担当課長から構成される「地方創生に係る佐賀・長崎連携推進会議」を設置。
推進会議の下部組織として、連携事項ごとに、両県の事業実施部局等において具体的な協議を行う「実務者会議」を設置。

【令和2年度に取り組む主な連携事業について】

肥前陶磁器を核とした歴史・文化ツーリズムの創出等による地域づくり
国内外における両県の優れた地域資源を活用した魅力発信・観光客の誘致等

< 地方創生に係る金融機関との連携 >

【目的】

県と金融機関が地方創生に対する共通認識を深め、それぞれが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、緊密な協力と信頼関係のもと、地方創生を実効あるものとするため、金融機関2行と幅広い分野での連携協定を締結しました。

- ・平成28年1月22日：十八銀行
- ・平成28年1月22日：親和銀行・ふくおかフィナンシャルグループ

【連携事項】

地方版総合戦略の推進に関する事
移住・定住促進に関する事
県内企業（県内中小企業等）の育成・支援に関する事
企業誘致に関する事
公共インフラの整備・活用に関する事 など

【組織等】

連携事業の企画立案や進捗管理を目的として、「連携推進会議」を平成28年3月に設置。

連携推進会議の下部組織として、事業担当の連絡・調整を行う「担当窓口」を県と金融機関の双方に設置。

< コンビニと県との包括連携協定 >

地域における緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図るため、コンビニエンスストア3社と包括連携に関する協定を締結しました。

締結年月日

- ・平成20年7月 2日：株式会社セブン イレブン・ジャパン
- ・平成20年7月 9日：株式会社ローソン
- ・平成21年8月31日：株式会社ファミリーマート

本協定に基づき、地産地消や観光振興をはじめ、県民の安全・安心の確保、子どもや青少年の健全育成など様々な行政分野において、県とコンビニエンスストアとが連携し、協働して事業を行っています。

< NEXCO西日本と県との包括協定 >

NEXCO西日本と県は、両者が互いに協力して、双方の資源を有効活用し、長崎県の地域の安全・安心の向上及び地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリアの利便性向上及び利用促進を図るため、平成24年1月16日、包括的相互協力協定を締結しました。

本協定に基づき、大規模災害発生時における相互協力や高速道路ネットワークを活用した本県の文化・観光資源等の情報発信等の連携事業を行います。

< イオン株式会社と県との包括連携協定 >

イオン株式会社と県が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、平成25年9月19日、イオン株式会社と包括連携協定を締結しました。

本協定に基づき、災害発生時における相互協力、地産地消の促進、観光振興、高齢者支援、環境対策、地域の安全・安心の向上や地域の活性化等の連携事業を行います。